

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案 概要

1. 政令の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、直接請求の手續における署名簿への押印を不要とする措置を講ずる必要があること等を踏まえ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）を改正する。

2. 主な改正の概要

1. 地方自治法施行令の一部改正

令第92条第1項により、条例の制定等の請求者の代表者（以下「請求代表者」という。）が選挙権を有する者に対して求めなければならないことについて、条例の制定等の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に署名をし、印を押すことから、署名簿に署名をすることに改める。

令第92条第2項により、請求代表者が選挙権を有する者に委任して求めることができることについて、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、署名をし、印を押すことを求めることから、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、署名を求めることに改める。また、この場合において用いなければならない委任状について、署名をし、印を押すことを求めるための請求代表者の委任状から、署名を求めるための請求代表者の委任状に改める。

令第94条第1項により、請求代表者が署名簿を市町村の選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出しなければならない場合について、署名簿に署名し、印を押した者の数が地方自治法第74条第5項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の50分の1以上の数となったときから、署名簿に署名した者の数が地方自治法第74条第5項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の50分の1以上の数となったときに改める。

令第94条第2項により、選挙管理委員会が請求代表者から提出を受けた署名簿の署名の有効無効を決定し、証明する場合において、証明は印によらなくてもよいこととする。

令第95条により、署名簿への署名を取り消すことができる者について、署名簿に署名し印をおした者から署名簿に署名した者に改める。

令第95条の2により、選挙管理委員会が告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならないものについて、署名簿に署名し印をおした者の総数及び有効署名の総数から、署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数に改める。

令第95条の4により、選挙管理委員会が署名簿の末尾に記載しなければならないものについて、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数から、署名した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数に改める。

その他、所要の改正を行う。

2. 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

市町村の合併の特例に関する法律施行令第2条第1項により合併協議会の設置の請求者の代表者（以下「請求代表者」という。）が選挙権を有する者に対して求めなければならないことについて、合併協議会の設置の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）への署名及び押印から、署名に改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第2条第2項により、請求代表者が選挙権を有する者に委任して求めることができることについて、署名簿への署名及び押印から、署名に改める。また、この場合において用いなければならない委任状について、署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状から、署名を求めるための請求代表者の委任状に改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第4条第1項により、請求代表者が署名簿を市町村の選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出しなければならない場合について、署名簿に署名及び押印をした者の数が市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する地方自治法第74条第5項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の50分の1以上の数となったときから、署名簿に署名した者の数が同項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の50分の1以上の数となったときに改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第4条第2項により、選挙管理委員会が請求代表者から提出を受けた署名簿の署名の有効無効を決定し、証明する場合において、証明は印によらなくてもよいこととする。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第5条により、署名簿への署名を取り消すことができる者について、署名簿に署名及び押印をした者から署名簿に署名をした者に改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第6条により、選挙管理委員会が告示しなければならないものについて、署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数から、署名簿に署名をした者の総数及び有効署名の総数に改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令第8条により、選挙管理委員会が署名簿の末尾に記載しなければならないものについて、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数から、署名をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数に改める。

その他、所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和3年9月1日